なければならない。合意が成立しない場合は、pfdの計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われるものとする。3400-3600MHzの周波数帯におけるIMTシステムを含む移動業務の局は、無線通信規則（2004年版）の表21-4で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

改　5.432B　業務の種類の地域差：オーストラリア、バングラデシュ、中華人民共和国、第三地域のフランス海外県、インド、イラン、ニュージーランド、フィリピン及びシンガポールでは、3400-3500MHz の周波数帯は、第 9.21 号に従い他の主管庁の同意を得ることを条件に、移動業務（航空移動を除く。）に一次的基礎で分配し、IMT に特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、第 9.17 号及び第 9.18 号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力束密度（pfd）が、-154.5dB(W/(㎡・4kHz))を超えないことが確保されなければならない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界における pfd 制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400-3500MHz の周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則（2004 年版）の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

改　5.433A　オーストラリア、バングラデシュ、中華人民共和国、第三地域のフランス海外県、大韓民国、インド、イラン、日本、ニュージーランド、パキスタン及びフィリピンでは、3500-3600MHz の周波数帯は、IMT に特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、第 9.17 号及び第 9.18 号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他のいかなる主管庁の領域との境界においても、時間率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力束密度（pfd）が、-154.5dB(W/(㎡・4kHz))を超えないことを確保しなければならない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界における pfd 制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行わなければならない。合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400-3500MHz の周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則（2004 年版）の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

追　5.434　カナダ、コロンビア、コスタリカ及びアメリカ合衆国では、3600-3700MHzの周波数帯又はその一部は、IMTを導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、第9.17号及び第9.18号の規定も適用する。主管庁は、IMTシステムの基地局又は移動局を使用開始する前に、第9.21号に基づき他の主管庁に同意を求め、他の主管庁の領域との境界において、時間率20%以上で、地上高3m地点での電力束密度（pfd）が、-154.5dB(W/(㎡・4kHz))を超えないことを確保しなければならない。このpfd制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界におけるpfd制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfdの計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われるものとする。3600-3700MHzの周波数帯におけるIMTシステムを含む移動業務の局は、無線通信規則（2004年版）の表21-4で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

追　5.436　航空移動(R)業務の局による 4200-4400MHz の周波数帯の使用は、国際航空標準に従って運用する航空電子機器内無線通信のためにのみ保留する。この使用は、決議第 424(WRC-15)に従うものとする。

追　5.437　地球探査衛星業務及び宇宙研究業務における受動検知器の使用は、4200-4400MHz の周波数帯において、二次的基礎で許される。

改　5.438　航空無線航行業務による 4200-4400MHz の周波数帯の使用は、航空機上の電波高度計及びこれと連携する地上のトランスポンダのために保留する。

改　4800-5570MHz

業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
4800-4990	固定 移動　5.440A 5.441A 5.441B 5.442 電波天文 5.149 5.339 5.443	
…		
5091-5150	固定衛星（地球から宇宙）　5.444A 航空移動　5.444B 航空移動衛星(R)　5.443AA 航空無線航行 5.444	
…		

追　5.441A　ウルグアイでは、4800-4900MHzの周波数帯又はその一部は、IMTの導入のために特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMTの導入のためのこの周波数帯の使用は、隣接国の同意を得ることを条件とし、IMTの無線局は、移動業務を行う他のアプリケーションの局からの保護を要求してはならない。そうした使用は、決議第223(WRC-15、改)に従う。

追　5.441B　カンボジア、ラオス及びベトナムでは、4800-4990MHzの周波数帯又はその一部は、IMTを導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMTの導入のためのこの周波数帯の使用は、第9.21号に基づく関係主管庁の同意を得ることを条件とし、IMTの無線局は、移動業務を行う他のアプリケーションの局からの保護を要求してはならない。さらに、主管庁は、移動業務を行うIMTの無線局を使用開始する前に、この局によって生じる電力束密度が、沿岸諸国から公認された低潮線として定義される海岸線から20kmの地点で海抜0mから19kmまでの間で-155dB(W/(㎡・1MHz))を超えないことを確保しなければならない。この基準はWRC-19での見直しに従うことを条件とする。決議第223(WRC-15、改)参照。この特定はWRC-19後に効力を有する。